



運動施設の使用料金 改定のお知らせ



潮来市運動施設条例の一部改正により、令和7年4月1日より運動施設の使用料金が変更になります。
1時間あたり（税込み）

名 称	区 分	現行料金(円) 3月31日まで		新料金(円) 4月1日から	
		市 内	市 外	市 内	市 外
前川運動公園	サッカー場・芝生広場・多目的広場	1面使用	1,100	1,650	2,470
		片面使用	550	820	1,230
かすみの郷公園	多目的グラウンド	1面使用	1,100	1,650	2,470
		片面使用	550	820	1,230
日の出運動広場	庭球場	1面使用	260	500	750

【潮来市立市民プール 工事が完了 2月11日より開館しています！】

潮来市立市民プールのロッカー入れ替えに伴い、ロッカー使用料を返却式にしたため、さらに利用しやすくなりました！

宅地造成及び特定盛土等規制法の改正に伴う中間検査について

宅地造成及び特定盛土等規制法の改正に伴い、令和7年4月1日より、都市計画法における開発許可について、みなし許可（宅地造成等工事規制区域の指定後に開発許可を受けたときは、当該宅地造成又は特定盛土等に関する工事の許可を受けたものとみなされる制度）に該当する工事を行う場合、中間検査と定期報告が必要になります。

【中間検査等が必要となる工事】

工事の規模が以下の基準に該当し、かつ特定工程（盛土をする前の地盤面又は切土をした後の地番面に排水施設を設置する工事の工程）がある工事

※工期が3か月を超える工事は定期報告が必要になります。

- ① 盛土で高さ2m超の崖を生じる
- ② 切土で高さ5m超の崖を生じる
- ③ 盛土と切土を同時に行い、高さが5m超の崖を生じる（①、②を除く）
- ④ 盛土で高さが5m超となる（①、③を除く）
- ⑤ 盛土又は切土する土地の面積が3,000㎡超となる（①～④を除く）

【宅地造成又は特定盛土等に関する工事中間検査 申請手数料】

宅地造成又は特定盛土等に関する工事中間検査に伴い、令和7年4月1日より申請手数料を新設します。

盛土又は切土をする土地の面積に応じた次の額

（単位：円）

0.3ヘクタール以内	1件	2,700
0.3ヘクタール超 2ヘクタール以内	1件	5,400
2ヘクタール超 4ヘクタール以内	1件	10,800
4ヘクタール超 7ヘクタール以内	1件	21,600
7ヘクタール超10ヘクタール以内	1件	37,800
10ヘクタール超	1件	54,000



市ホームページにイラスト入りの制度説明を掲載していますのでご確認ください。

※令和7年3月議会において改正予定。

【お問合せ】 ○開発を伴う場合について :都市建設課 都市計画グループ ☎63-1111 内線346
○開発を伴わない場合について:環境課 ☎63-1111 内線252